

技能労務職員の給与水準に関する経緯

○ 技能労務職員の給与については、従来国家公務員の場合の取扱いを参考にすべきである旨助言していたが、給与構造改革に伴い国公準拠の考え方を刷新し、地域民間給与水準をより重視すべきである旨助言しているところ。

1. 地方公務員の給与制度の改正について(昭和 36 年 2 月 11 日付自治乙発第 2 号)

第二 地方公務員の給与改定について

二 給料表の種類、適用範囲及び等級別定数

- (1) (略) 単純な労務に雇用される職員の給与については、職員の給与に関する条例で定める給料表を適用すべきものではなく、地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）附則第四項において準用される地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第三十八条及び地方公営企業労働関係法第七条の規定により、国家公務員の場合の取扱いを参考として措置すべきものであること。

2. 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について(H17. 9. 28 総務事務次官)

地方公務員の給与改定に関する取扱い等について(H18. 10. 17 総務事務次官)

(H17・H18 は同じ)

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、その職務の性格や内容も踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

(注 _____ は、18 年度まで)

3. 経済財政改革の基本方針 2007 (H19. 6. 19 閣議決定)

公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成 20 年度からの実施に取り組む。

4. 都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較について (H19. 7. 3 総務省公表) (資料 8)

5. 技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について (H19. 7. 6 自治行政局公務員部長・大臣官房審議官(公営企業担当)) (資料 9)

6. 公務員の給与改定に関する取扱いについて (H19. 10. 30 閣議決定)

(7) (略)

また、給与構造改革の取組に加え、人事委員会機能を発揮することなどによる地方における民間給与水準への準拠を徹底するほか、技能労務職員の給与については「基本方針 2007」に沿った取組を着実に推進するよう要請する。

7. 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について(H19. 10. 30 総務事務次官)

今回の閣議決定において、地方公務員給与については、人事委員会機能を発揮することなどによる地方における民間給与水準への準拠を徹底するほか、技能労務職員の給与については「基本方針 2007」に沿った取組を着実に推進するよう要請することとされたところである。